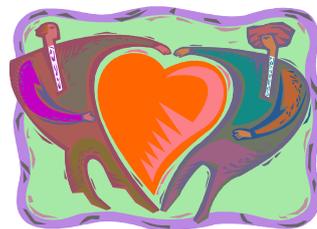


### 雇用保険、どう変わった？



平成19年10月1日から雇用保険の制度が変更になりました。

受給資格を得るまでの就業期間（雇用保険加入期間）が延長されるなど、給付抑制に重点がおかれた改正といえますが、一方では、若者や女性に配慮している点もあります。

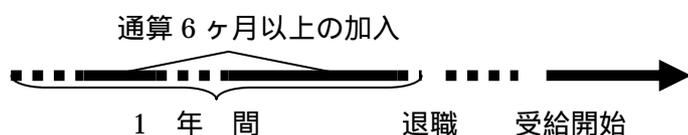
失業した場合などに備え、制度の改正内容を詳しく知り、上手に活用したいものです。

#### 1. 失業給付受給の資格要件が変わります

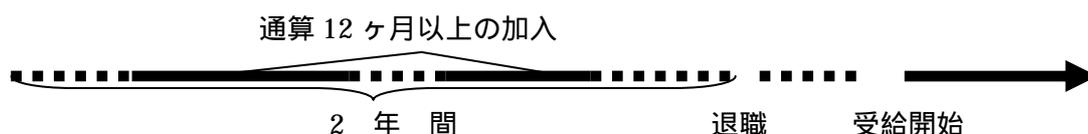
(1) 短時間労働者以外の一般被保険者（正社員 所定労働時間が30時間/週以上）が失業保険を受給するためには、離職の日以前の1年間に、通算して6ヶ月以上（各月14日以上）雇用保険に加入している必要がありました。

しかし、今回の雇用保険法の改正で、離職の日以前の2年間に、通算12ヶ月以上（各月11日以上）加入していることが必要になりました。

(平成19年9月まで)



(平成19年10月から)



(2) 上記は、自己都合、定年退職、契約満了などによる離職のケースですが、次のような特定受給資格者の場合には優遇制度があり、1年間に6ヶ月以上（各月11日以上）雇用保険に加入していれば失業給付を受給することができます。

< 特定受給資格者の要件 >

倒産、事業所の廃止など

解雇、賃金未払い、労働環境の不当な悪化など

身体の異常、育児や介護の必要など

(3) 短時間労働被保険者(所定労働時間が20~30時間未満/週)については、以前より、失業給付を受給するための要件は、12ヶ月(各月11日以上)以上の保険加入になっていましたので、この点では変更ありません。

ただ、解雇等により離職する場合(特定受給資格者)には、6ヶ月の加入期間でも失業給付が出るようになりますので、短時間労働者にとっては、有利になったといえます。

以上をまとめますと、自己都合や定年退職の場合は、失業保険加入期間が12ヶ月になったこと、一般被保険者(正社員)と短時間労働被保険者の区別がなくなったこと、雇用保険加入期間を算定する各月加入日数が11日に統一されたことなどです。

## 2. 育児休業給付の給付率が50%に上がります

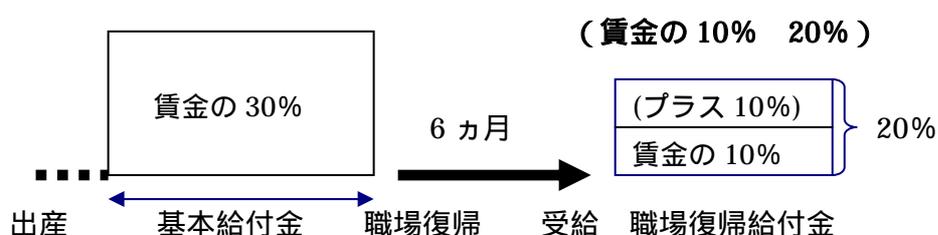
育児休業給付には、休業している期間中に支給される手当(育児休業基本給付金)と、育児休業から復帰して6ヶ月が経過した際に支給される手当(育児休業者職場復帰給付金)とがあります。

今回の改正により、後者の手当の支給額が10%アップされることになり、合計で育児休業により支給される手当の額が、休業前の賃金の50%(改正前は40%)となります。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰(10月1日以降職場復帰後6ヶ月経過)した人から平成22年3月31日までに育児休業を開始された人です。

今回の改正で注意すべき点は、これまで育児休業基本給付金を受給していた期間は、失業給付を受けるために必要な加入期間に算定できたのですが、改正後は、算定加入期間から除外されることになったことです。

育児休業期間中は、雇用保険に加入していないということになります。



<基本給付金>30%+職場復帰給付金20%(改正前10%)=50%(改正前40%)

## 3. 教育訓練給付の要件・内容が変わります

教育訓練給付制度とは、離職した場合などに、国が指定した資格講座などの教育訓練を受けて修了した場合に、代金の一部を雇用保険から補助する制度です。現在就業中の人でも受給できます。

今回の改正点は下記のとおりです。

(1) 本来は「3年以上」の雇用保険加入期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」になります。

(2) これまで雇用保険加入期間によって異なっていた給付率、上限額が一本化されます。

**(改正前)**

雇用保険加入期間 3 年以上 5 年未満 → 資格講座などの費用の 20% (上限 10 万円) を補助  
雇用保険加入期間 5 年以上 → 費用の 40% (上限 20 万円) を補助

**(改正後)**

雇用保険加入期間 3 年以上 → 一律に費用の 20% (上限 10 万円) を補助  
(初回に限り、加入期間 1 年以上で受給可能)

いずれの措置も、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定講座の受講を開始された人が対象になります。

以上

< 著者プロフィール >

**加藤 泰正 氏**

加藤 FP オフィス代表

CFP 1級 FP 技能士 1級 DC プランナー

商工会議所登録講師 (株)早稲田セミナー レッスン・アドバイザー

シニア大樂講師

他 講演、執筆、相談業務などで活躍中

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部>までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488